

交通安全について 家族で話し合きましょう



交通安全について、普段から家庭で話し合いをすることは大切です。安全な自転車の乗り方やルールについてはもちろん、「遊びながら歩かない」「スマートフォン(携帯電話)を操作しながら歩かない」など、歩く際の注意点も話し合い、実践するようにしましょう。これらを中心

がけ、自転車運転者も歩行者も、お互い気持ちよく通行できるように、皆さまで交通ルールとマナーを守りましょう。

☎道路課交通安全係 ☎042-497-2096

ながらスマホは事故につながります！

スマートフォンを使用・操作しながらの自転車の運転は、「違反行為」です(道路交通法第71条・5万円以下の罰金、東京都道路交通規則第8条)。操作しながらの運転は周囲の状況把握ができず、交通事故に直結する大変危険な行為です！

また、歩行者も、車両を運転をしていないから安心というわけではありません。操作に夢中になり周囲に目を配らないと、他の歩行者や自転車と接触し、自分自身がケガをする可能性が高くなります。相手にケガをさせた場合には、過失傷害罪(30万円以下の罰金または料)に問われる可能性があります。

スマートフォンを利用するときは、立ち止まり、周囲を確認して、安全な場所で操作しましょう。

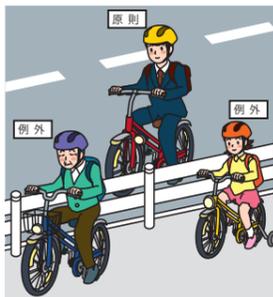


自転車はルールとマナーを守って運転！

自転車は車と同じ扱いの「軽車両」です。運転をする際は「自転車安全利用五則」を守り、マナーある通行を心がけましょう。

●自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



◆自転車を利用する方へ◆

義務付けられています！

自転車利用中の対人賠償事故に備える 保険等への加入が必要です

東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正しました。それにより、自転車利用中の事故で他人にケガをさせた場合の損害を補償できる保険などへの加入が令和2年4月1日より義務付けられました。

自転車の利用をする方は、保険に加入しましょう。

自転車向け保険は、補償の範囲によりいろいろあります。家族の生活や自転車の利用状況などに合わせて検討しましょう。以下、代表的なものを紹介します。

●●●自転車向け保険の種類●●●

◆TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車販売店で自転車の点検整備を受けると「TSマーク」というシールを貼付されます。この「TSマーク」には傷害補償と賠償責任補償が付帯されています。



◆損害保険会社の保険

自分で転倒してケガをした際に支払われる「傷害保険」があります。また、相手にケガをさせたり、物を壊してしまったときの保険として「個人賠償責任保険」があります。個人賠償責任保険は自動車の任意保険や、火災保険などの特約としてつけることができるものもあります。

◆その他の保険

一部のコンビニエンスストアや携帯電話会社などで自転車保険のサービスを行っているものもあります。

自転車の防犯登録もお忘れなく

自転車の所有者には防犯登録が義務付けられています。必ず登録してください。

お引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動された方は、忘れずに住民票の異動手続きを行いましょ。

住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、

国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスにつながる大切な手続きです。

☎市民課住民係 ☎042-497-2037

他の市区町村に引っ越しをされる場合

引っ越し前の市区町村 (引っ越し前に) 転出届を提出して、転出証明書を受け取る



引っ越し先の市区町村 (引っ越しをした日から14日以内に) 転出証明書を添えて、窓口で転入届を提出

清瀬市内で引っ越しをされる場合

清瀬市 (引っ越しをした日から14日以内に) 窓口で転居届を提出



マイナンバーカードなどの変更もお忘れなく！

「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」の住所変更も忘れずに行いましょう。これらのカードの住所は、最新のものにする必要があります。住民票の異動手続きの際に新住所を記載しますので、カードをお持ちください。

【届出先】市民課、松山・野塩出張所

【受付時間】平日午前8時30分～午後5時、土曜日は市民課のみ午前8時30分～正午・午後1時～5時(祝日及び年末年始を除く)

※届出の際には本人確認のできる書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。※住民基本台帳法により、住所などに変更があった場合は14日以内に届出をすることが義務付けられています。正当な理由なく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。